

＊北海道公報		発行 北 海 道 (総務部法制文書課) 電話 011-231-4111 (内線 22-264) FAX 011-232-1385 印刷 富士プリント(株)
目 次		ページ
告 示		
○土地改良事業の施行の認可	(農業支援課)	11
○道営土地改良事業変更計画の決定	(農業施設管理課)	11
○土地改良法による道営換地処分	(農業施設管理課)	11
○知事権限に係る保安林の指定の予定	(治山課)	11
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定	(治山課)	12
○特定調達契約に係る入札の公告	(建設情報課)	12
○道路の供用の開始	(道路整備課)	13
○都市計画の変更の決定	(都市計画課)	13
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(都市環境課)	14
支 庁 告 示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示		14
告 示		
北海道告示第826号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、平成17年10月28日、留萌土地改良区が新たに行う土地改良（藤山地区小規模土地改良（農業用排水））事業の施行を認可した。 平成17年11月8日 北海道知事 高 橋 はるみ		
北海道告示第827号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（和寒地区経営体育成基盤整備（客土、暗きょ））事業の土地改良事業変更計画を定めた。 その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成17年11月9日から20日間、一般の縦覧に供する。 なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをするこ		
とができる。 また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。 平成17年11月8日 北海道知事 高 橋 はるみ		
北海道告示第828号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、美瑛市光栄北地区の換地処分をした。 平成17年11月8日 北海道知事 高 橋 はるみ		
北海道告示第829号 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。 平成17年11月8日 北海道知事 高 橋 はるみ		
1(1) 保安林予定森林の所在場所 稚内市声間5丁目803・890の2・大字声間村字声間6629の3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。） (2) 指 定 の 目 的 なだれの危険の防止 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 2(1) 保安林予定森林の所在場所 礼文郡礼文町大字香深村字ワウシ583の1（次の図に示す部分に限る。） (2) 指 定 の 目 的 なだれの危険の防止 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市		

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁経済部林務課並びに稚内市役所及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第830号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成17年11月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 常呂郡置戸町字拓殖84の1・97（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、105の1、108、167の2、172、173の2、176、198、240の1

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐は、択伐による。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 紋別郡滝上町字滝上原野2180の52・2180の70・2180の72（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、2180の50、2180の51

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐は、択伐による。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第831号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年11月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

入札契約総合管理システム端末機器の賃貸借 一式（1月当たりの単価）

ア サーバ 23台

イ パソコン 57台

ウ プリンター 28台

エ 通信機器 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契約期間 平成18年2月15日から平成22年2月14日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納入場所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成17年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載のハードウェア要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成17年11月8日から24日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道建設部建設管理室建設情報課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部建設管理室建設情報課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁10階建設部会議室
(送付による場合は、郵便番号 060-8588 北海道建設部建設管理室建設情報課)
- (2) 入札日時 平成17年12月19日(月)午前10時(送付による場合は、必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道建設部建設管理室建設情報課
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、電子メールによる交付を希望する場合は、その旨を(1)あて(メールアドレス:honda.takahiro@pref.hokkaido.jp)に申し込むこと。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で、最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。
- 9 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(8)、(11)、(12及び13)によるほか、次による。
- (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成

員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道建設部建設管理室建設情報課
イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-204-5586

10 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

- | | |
|--------------------------|--------|
| a. Servers | 23 set |
| b. Personal computer | 57 set |
| c. Printer | 28 set |
| d. Communication devices | 1 set |

B. Bid tendering date and time :

10:00 A. M., December 19, 2005 (If mailed, bids must arrive no later than 10:00 A. M., December 19, 2005)

C. Contact point of notice :

Construction Information Division, Office of Construction Management,
Department of Construction, Hokkaido Government
Kita-3, Nishi-6, Chuo-Ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8588 Japan.
Phone 011-204-5586

北海道告示第832号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道稚内土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年11月8日

北海道知事 高橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 宗谷ふれあい公園線	稚内市声間5丁目632番2地先から稚内市声間3丁目156番2地先(一般国道238号交点)まで	平成17.11.8

北海道告示第833号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

北海道知事 高 橋 はるみ

1	施 行 者 の 名 称	帯広市
2	都市計画事業の種類及び名称	帯広圏都市計画道路事業（3・3・46号弥生新道）
3	事 業 施 行 期 間	平成16年6月15日から平成21年3月31日まで
4	事 業 地	
	収 用 の 部 分	平成16年北海道告示第599号の事業地のうち、帯広市西18条南40丁目地内において事業地を変更する。

支 庁 告 示

北海道十勝支庁告示第33号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成17年11月8日

北海道十勝支庁長 佐々木 里 士

- 1 落札者に係る物品等の名称及び数量
リール式散水施設 6台
地上配管セット 一式
- 2 落札を決定した日
平成17年10月19日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社サンスイ興業
(2) 住 所 北海道北見市小泉413番地10
- 4 落札金額
37,695,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成17年9月6日付け北海道十勝支庁告示第26号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道十勝支庁総務部会計課
(2) 所在地 北海道帯広市東3条南3丁目

北海道告示第834号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成17年11月8日